

労働契約法案に警戒感

女性・非正規「就業規則悪用も」

衆院を8日に通過した労働契約法案に、女性や非正規の働き手などの間で警戒する声が出ている。就業規則を労働契約とみなすとの内容に「就業規則の変更を濫用して労働条件が切り下げられるのでは」との不安が強まり、衆院での修正も小傾だったためだ。7日には全労連や全労協、女性ユニオンなどが共同で国会前集会を開いた。14日にも聞き、悪用への歯止めを盛り込むことなどを求める。

法案は、労働契約の基本的なルールや手続きを明文化するのが目的で、会社と社員の個別紛争の増加を背景に、労働側が制定を求めてきた。

労働側は当初、有期契約の従業員の均等待遇など働き手を保護する内容を求めていたが、使用者側が反対。判例でルールが確定していることだけを明記することで連合も合意した。

具体的には「就業規則の内容が合理的で周知させてあれば、働き手が合

意した労働契約とみなす」ことなどが盛り込まれ、衆院も小幅な修正で通過した。

これに対し、全労協や全労連は「判例の条文への反映のさせ方が不十分だ」と、法律の独り歩きを警戒。特に、労働者にとって不利益になる就業規則の変更を「内容が合理的で周知させてあれば可能」とする点について「だれにとって合理的なのか不明確。非正規員は就業規則作成に意見も言えない」と疑問視

する。「周知」についても、衆院厚生労働委員会が7日、社民党の阿部知子議員が「日雇い派遣の給料天引きを記した就業規則は会社のホームページに掲載されていた（のに労働者はよく知らなかった）。これで周知になるのか」と問題提起した。

女性の待遇向上を目指す「働く女性の全国センター」は「女性は労組の少数派。就業規則を不利に変えられても反対しにくい」と反対声明を発表。「反貧困ネットワーク」の湯浅誠さんやシングルムザー問題に取り組む赤石千衣子さんらも賛同、「非正規労働者の紛争解決にも役立てたいな

ら、その声をもっと聞くと」と訴えている。

日本労働弁護団の東二郎弁護士は「個別紛争が増える中で労働契約法は必要で、まず小さく産んで大きく育てることだ。ただ、今回の法案の内容は極めて不十分。審議の拙速は避けるべきだ」と話している。

(編集委員・竹信三恵子)